

令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：民法

以下の3問のうち、2問を選んで解答しなさい（配点各50点）。なお、解答は平成29年5月26日のいわゆる債権法改正後の民法に則して行うこと。

第1問

XはAに対して、その所有する甲土地を売却する代理権を与えた。ところが、AはXを代理して、甲土地ではなく、同じくXの所有する乙土地をYに売却してしまった。このとき、Yは乙土地の所有権を取得するためにいかなる主張をすべきか、論じなさい。

第2問

AはYに対して、自己の所有する甲建物を賃貸した。Yは甲建物の引渡しを受け、そこに居住している。ところが、その後、AはXに対して甲建物を売却してしまった。このとき、Xは甲建物の賃貸人たる地位をYに対抗できるか、債権法改正により設けられた諸規定の趣旨を明らかにしつつ、論じなさい。

第3問

未成年者が不法行為をした場合に、被害者は、その未成年者の親に対し、損害賠償を請求することができるか。それは、その未成年者が8歳である場合と15歳である場合とで異なるか。

令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

試験科目：行政法

第1問 Xが建設を計画していた産業廃棄物中間処理施設（以下「本件施設」という。）を「紀伊長島町水道水源保護条例」（平成6年紀伊長島町条例第6号。以下「本件条例」という。）2条5号所定の「規制対象事業場」と認定する旨のYによる処分（以下「本件処分」という。）の適法性（条例適合性）が争われた以下の最高裁判決（最二判平成16年12月24日民集58巻9号2536頁）について、同判決にいう「協議」、「指導」および「配慮」の意義およびその位置づけを明らかにしながら、論評しなさい。なお、本件処分については、行政手続法3条3項により、同法2章から6章までの規定は適用されない。また、本件条例の法令適合性については、論じる必要がない。（50点）

「本件条例は、水源保護地域内において対象事業を行おうとする事業者にあらかじめ町長との協議を求めるとともに、当該協議の申出がされた場合には、町長は、規制対象事業場と認定する前に審議会の意見を聴くなどして、慎重に判断することとしているところ、規制対象事業場認定処分が事業者の権利に対して重大な制限を課すものであることを考慮すると、上記協議は本件条例の中で重要な地位を占める手続であるということが出来る。そして、前記事実関係等によれば、本件条例は、Xが三重県知事に対してした産業廃棄物処理施設設置許可の申請に係る事前協議にYが関係機関として加わったことを契機として、Xが町の区域内に本件施設を設置しようとしていることを知った町が制定したものであり、Yは、Xが本件条例制定の前に既に産業廃棄物処理施設設置許可の申請に係る手続を進めていたことを了知しており、また、同手続を通じて本件施設の設置の必要性と水源の保護の必要性とを調和させるために町としてどのような措置を執るべきかを検討する機会を与えられていたということが出来る。そうすると、Yとしては、Xに対して本件処分をするに当たっては、本件条例の定める上記手続において、上記のようなXの立場を踏まえて、Xと十分な協議を尽くし、Xに対して地下水使用量の限定を促すなどして予定取水量を水源保護の目的にかなう適正なものに改めるよう適切な指導をし、Xの地位を不当に害することのないよう配慮すべき義務があったものというべきであって、本件処分がそのような義務に違反してされたものである場合には、本件処分は違法となるといわざるを得ない。」

【参照条文（本件条例）】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 水源 [水道]法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係わる地域で、水道の原水の取り入れに係わる区域をいう。

二 水源保護地域 本町の水道に係わる水源及びその上流地域で、紀伊長島町長（以下「町

令和2年度北海道大学大学院公共政策学教育部

入学者試験「専門科目試験問題」

長」という。)が指定する区域をいう。

三 水源の枯渇 取水施設の水位を著しく低下させることをいう。

四 対象事業 別表に掲げる事業をいう。

五 規制対象事業場 対象事業を行う工場、その他の事業場のうち、水道に係わる水質を汚濁させ、若しくは水源の枯渇をもたらす、又はそれらのおそれのある工場、その他の事業場で、第13条第3項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

第11条 町長は、水源の水質を保全するため水源保護地域を指定することができる。

第12条 第11条の規定により、水源保護地域に指定された区域において、何人も規制対象事業場を設置してはならない。

第13条 水源保護地域内において対象事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

2 町長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。

3 町長は、第1項の規定による協議の申し出があった場合において、審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

4 前3項の規定は、対象事業を行う施設の構造若しくは規模、又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。

別表（第2条関係）

事業の名称

1 産業廃棄物処理業

2 その他の水質を汚濁させ、若しくは水源の枯渇をもたらす恐れのある事業（別に規則で定める。）

第2問 行政事件訴訟法上、取消訴訟以外の抗告訴訟について、第三者効（行訴32条）の規定は準用されていない（38条参照）。そのため、例えば非申請型義務付け訴訟において、原告勝訴判決が下され、それに基づく行政行為が行われるとき、当該行為の相手方である第三者は、その違法性について別途争うことができる。このような規律の妥当性について論評しなさい。（50点）

以上